3　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4　前事業年度において会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二十三条　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項第二号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第百二十四条　重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

（修正再表示に関する注記）

第百二十五条　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

（第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）

第百二十六条　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（重要な後発事象の注記）

第百二十七条　中間貸借対照表日後、第一種中間財務諸表提出会社の当該第一種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。